

明石市長 泉 房 穂

(公印省略 教育委員会事務局学校給食課)

公募型プロポーザル方式業務委託の実施について

明石市教育委員会事務局学校給食課（以下「学校給食課」という。）の業務について公募型プロポーザル方式業務委託（以下「プロポーザル方式」という。）を実施しますので、参加希望者は下記の要領により申請書類等を提出してください。

記

1 対象業務概要

(1) 業 務 名 明石市立学校給食センター調理等業務委託

(2) 業 務 場 所

①明石市立東部学校給食センター（明石市和坂 1 丁目 2 番 11 号）

②明石市立西部学校給食センター（明石市魚住町西岡 2119 番地の 9）

③市内 13 中学校（仕様書参照のこと）

(3) 施 設 概 要

①明石市立東部学校給食センター

建築面積：2,939.55 m²

延床面積：3,999.17 m²

構 造：鉄骨造 2 階建て

厨房方式：フルドライシステム

調理能力：中学生分量換算で 1 日最大 7,000 食

②明石市立西部学校給食センター

建築面積：1,882.40 m²

延床面積：2,020.10 m²

構 造：鉄骨造 2 階建て

厨房方式：フルドライシステム

調理能力：中学生分量換算で 1 日最大 3,000 食

(4) 委 託 目 的

「明石市立東部学校給食センター」および「明石市立西部学校給食センター」（以下「給食センター」という。）で実施する学校給食について、高い技術力やコスト意識等を活用することにより、調理等業務の安全性及び効率性を確保し、より安全で美味しい給食を提供するため、民間事業者へ委託する。

(5) 業 務 内 容

① 物資検収時の受取、格納、検温業務

② 副食の調理業務（食物アレルギー除去食の調理を含む）

③ 原材料並びに調理後及び直接学校納入の食品の保存食の採取及び保管業務

④ 配缶業務

⑤ 給食（給食センターで調理又は仕分け等したものに限る）の配送及び回収業務（輸送用コンテナの

洗浄消毒業務を含む。)

- ⑥ 食器、食缶及び調理機器の洗浄消毒保管業務
 - ⑦ 残菜等の計量及び記録並びに塵芥・厨芥の集積及び搬出業務
 - ⑧ 施設、設備及び機器の清掃、消毒及び安全点検並びに記録業務
 - ⑨ 使用物品管理業務（消耗品の購入を含む）
 - ⑩ 衛生管理業務
 - ⑪ ボイラー運転管理業務
 - ⑫ 各学校配膳室に直接納品される牛乳等のクラス別仕分け、コンテナの受入れ・送致及び配膳室の管理
 - ⑬ 配膳員を学校ごとに配置し、配膳室からワゴン等仮置き場までのワゴン等の輸送、回収
 - ⑭ 献立作成支援業務
 - ⑮ 給食試食会その他学校給食普及啓発等活動支援業務（不定期）
 - ⑯ 建築設備ほか保守点検業務
 - ⑰ 水質分析業務
 - ⑱ 施設清掃業務
 - ⑲ 廃棄物処理業務
 - ⑳ 上記①～⑱までの業務に付帯する業務
 - ㉑ その他給食実施並びに施設の維持管理に際して必要となる業務
- (6) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで
ただし、履行上、問題なく双方に異存がない場合は、令和8年3月31日まで契約を延長する。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- (7) 参考見積限度額 310,909,090円（税抜・単年度）
（※）総額 1,554,545,450円（税抜・5年）

2 プロポーザル方式参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）のサービス業務の部に契約の種類が「サービス」で登録されており、かつ、業種区分が「給食」で登録されていること。ただし、登録していないものについては、令和2年11月10日までに明石市競争入札等参加資格審査申請を明石市財務室契約担当に提出し、適正に受理された者は、名簿に登録されている者とみなす。
 - (2) 平成22年4月1日から令和2年9月30日までの間に、国内において国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係る学校給食調理業務（学校給食施設等の集団給食調理施設をいう。以下同じ。）のうち学校給食共同調理場（*1）（施設規模3,000食以上）での調理業務（食物アレルギー除去食（*2）の調理業務並びに施設の維持管理業務を含んでいること）を元請として継続して1年以上履行した業務実績を有すること。
※長期継続契約等によって現在履行中の業務であっても、令和2年9月30日までの間に継続して1年以上業務実績がある場合は、上記内容を満たすものとする。
※上記の元請実績には、PFI法に基づく事業方式によって発注された学校給食共同調理場に係る事業であって、その運営期間における調理を担当する企業として受託し、維持管理業務の管理を含めて1年以上運営した実績を含んでもよい。
- (*1) 学校給食共同調理場とは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。また、当該施設はドライシステム施設又はドライ運用施設（学校給食衛生管理基準（平成21年3月文部科学省告示第64号）に規定するものをいう。）に限る（以下、当該業務委託において同じ。）。
- (*2) 食物アレルギー除去食とは、食物アレルギー対応指針（平成27年3月文部科学省）において掲げられた基準に則ったものをいう。

- (3) 公益社団法人日本給食サービス協会の会員に登録している者であること。
- (4) 平成 29 年 4 月 1 日から受託者の選定の日までの間のいずれかの日においても、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による営業の停止処分を受ける等の食中毒その他の食品に係る事故を起こしたことがない者であること。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適正な食品衛生対応の確認ができる場合を除く。
- (5) 食品衛生法の規定により営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して 2 年を経過していない者でないこと。
- (6) 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）に規定する管理栄養士、栄養士又は調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）に規定する調理師の資格を有し、学校給食共同調理場で平成 22 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に 3 年以上調理業務の業務責任者又は業務副責任者として実務経験を有する常勤の正規雇用職員を業務責任者として、当該業務の履行期間中を通じて、専任で 1 名を配置できること。
- (7) 契約締結時に、上記参加要件を満たす代行保証人（※3）を確保できること。
（※3）受託予定者は、業務の全部または一部の遂行が困難となった場合に備えて、受託者に代わって本件業務を実施する代行保証人を予め定め、契約締結にあたっては、この代行保証人も加えた三者契約とします。
- (8) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (9) 明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 3 条の規定に該当しないこと。
- (10) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。
- (11) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申込書等の受付終了日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (12) 公告日において納期限が到来している国税（※1）及び明石市税（※2）を参加申込書等の受付終了日の前日までに完納していること。
※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）を除く。
※2 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの（猶予期限を過ぎていないもの）及び納付期限が延長されたもの（延長された納付期限を過ぎていないもの）を除く。
- (13) 仕様書において示す実施体制を整備することができる者であること。また法人格を有し、本件委託事業を円滑に遂行できるように、安定的かつ健全な財政能力および経営状況を有していること。
- (14) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上でプロポーザル方式に参加できること。

3 仕様書等のダウンロード

(1) 期 間

令和 2 年 10 月 6 日（火）からダウンロード可能

(2) 方 法

上記期間内に明石市ホームページより設計図書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、学校給食課にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5594）の上、CD-R等の記録媒体（USBメモリは不可）を持参ください。

(3) その他

説明会及び現地見学会は行いません。

4 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にFAX(078-918-5595)により学校給食課へ仕様書等に関する質問書(指定様式)を提出してください。

令和2年10月6日(火)から令和2年10月13日(火)午後1時まで

(2) 質問に対する回答

令和2年10月16日(金)午後1時から明石市ホームページにおいて公表します。

なお、電話及び口頭等の個別対応は行いません。

5 プロポーザル方式参加申込み

(1) 参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、書類の規格は、A4版・縦型・横型・左綴じで作成し、添付資料やリーフレット等を含め、A4版フラットファイルに綴じて提出すること。また、様式番号の順に並べること。

ア 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書(1部原本、10部コピー/様式4)

イ 参考見積書(1部原本、10部コピー/様式5)

ウ 参考業務費内訳書(表紙)(1部原本、10部コピー/様式6)

エ 参考業務費内訳書(本体)(1部原本、10部コピー/様式6-1~様式6-4)

オ 企画提案書(1部原本、10部コピー/企画提案書作成要領に定める各様式及び各添付資料)

カ 公共性(施策反映)評価提出書(1部原本、10部コピー/公共性(施策反映)評価について参照)

キ 国税の滞納がないことを証する納税証明書(税額の証明ではありません。)

※ 発行日が**公告日以降**の日付の**原本**に限る。

・法人の場合・・・その3の3(法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。)

※ 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税(法人税並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書その1(直近2年分)

(2) 封筒の提出については、持参は認めません。必ず書留等(簡易書留も可)の、郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。

ア 使用する封筒は宛名シール(様式3)を貼り付けた角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものを使用してください。また、可能な限り1つの封筒に提出書類を入れてください。

イ 令和2年10月16日(金)午後1時に、明石市ホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ず確認の後に郵送してください。

ウ **提出期限は、令和2年11月10日(火)必着**です

〒673-0012 明石市和坂1丁目2番11号

明石市教育委員会事務局学校給食課 公募型プロポーザル方式契約担当者 宛

エ 郵送手続を行った日中に書留控の写しを公募型プロポーザル方式業務委託参加確認書(様式2)に貼付し、FAX(078-918-5595)により明石市教育委員会事務局学校給食課へ送信してください。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所

(1) 日時 令和2年11月中旬から下旬に行います。参加申込締切後、第一次審査を通過した参加者に個別に日時を、電話または書面にて連絡します。

プレゼンテーション及びヒアリングは、「配置予定業務責任者等調書1(業務責任者)」に記載された配置予定業務責任者が実施することを原則とします。

- (2) 場所 明石市役所分庁舎 4階会議室
- (3) その他 参加資格がない業者または第一次審査を通過できなかった参加者については、個別に電話連絡をします。

7 契約保証金

契約金額の10分の1以上納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当するときは免除等を行う場合がある。

8 消費税の取扱い

見積金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください。(税抜きで記載)
契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。
なお、1円未満の端数は、この最終金額において切り捨てます。

9 支払条件

(1) 履行の確認

受託事業者は、履行月分の業務完了届等を、翌月10日までに明石市に提出するものとします。明石市は、業務完了届等を受領後、本業務委託契約等に基づく業務が適切に履行されていることを確認します。履行確認後、当該月分の請求をすることができるものとします。

(2) 委託料の支払い

明石市は、令和3年4月以降において、月ごとに、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払います。

なお、明石市が支払う各月の委託料の額は、年度にかかる総額を各月で均等に分割した額とします。この場合において、各月の委託料に100円未満の端数が生じる場合には、端数は切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計は、当該年度の最終月の請求に加えて支払うものとします。その他詳細等については、仕様書を確認のこと。

10 履行期間終了時の措置

履行期間の終了時には、受託事業者は、本件給食センターの使用によるやむを得ない劣化等を除き、施設及び機器等の清掃、消毒や必要なメンテナンスを行った上で、当初引き渡された状態に最大限戻して引き渡すこと。なお、長期継続契約により契約が延長された場合は、当該延長された期間の終了時と読み替えるものとする。

11 契約の締結について

(1) 受託予定者

選定要領、選定基準及び審査基準に基づき選定された受託予定者は、随意契約の相手方として、速やかに本市と契約内容に関する調整を行うこととなります。その後、見積書及び業務費内訳書等を提出していただきます。

(2) 見積書

参考見積書に記載の金額を超えた見積は無効とします。

(3) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

「明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱」第5条第1項の規定により、受託決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することは

できず、参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

(4) その他

受託予定者が契約締結までに「2 参加要件」に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たな受託予定者とします。

12 提案書等に関する条件

(1) 遵守法令等

- ア 学校給食法、食品衛生法、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令、その他関連法規等
- イ 学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関連要綱等
- ウ 学校給食衛生管理マニュアル（兵庫県教育委員会）、その他明石市が運用している関連基準及び要綱等
- エ 電気事業法、水道法、下水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、消防法、危険物取扱規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(2) リスク分担方針

契約締結後の明石市と受託事業者の主なリスク分担方針は、次のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものです。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
法令変更	本委託事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
税制変更	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業放棄、破たん等事業者の帰責事由による場合		○
不可抗力	大規模な災害や暴動等による履行不能	○	
許認可等	市の帰責事由による事業実施に必要な許認可取得等の遅延等	○	
	上記以外の事由による許認可取得等の遅延		○
第三者への賠償	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷	事業者の責めに帰すべき事由に依る場合		○
	上記以外	○	
調理事故・異物混入等(食中毒を含む)	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
食物アレルギー 対応	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
調理の遅延	食材の納入遅延又は不足、検収時における調達食材の異常による場合	○	
	上記以外		○
配送の遅延	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因による場合	○	
	上記以外		○
事業の実施水準	要求仕様不適合		○
支払遅延	市の帰責事由による対価の支払の遅延・不能によるもの	○	

(3) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとします。

ア 事業者の債務不履行の場合

事業者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合には、市は受託事業者に対して修正勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。受託事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができるものとする。

イ 市の債務不履行の場合

①市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託事業者は契約を解除できるものとする。

②前記①において、受託事業者が契約を解除した場合、事業者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求できるものとする。

ウ 当事者の責めに帰すことができない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は受託事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、市及び受託事業者双方により業務継続の可否について協議します。一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は事業者は契約を解除できるものとする。

(4) 市による本委託事業の実施状況の評価

市は業務委託契約に基づき受託事業者が行う本委託事業の実施状況について、必要に応じて、定期又は随時に評価を行うことがある。

(5) 不完全な業務履行等の場合における違約罰等

市は、受託事業者の責めに帰すべき事由により、業務委託契約書及び仕様書で定められた内容を著しく充足していないことが判明した場合には、市は当該事業者に対して違約罰の支払いを命じることができるものとする。なお、当該違約罰については、民法（明治29年法律第89号）第420条に規定する損害賠償額の予定と解してはならない。詳細については、仕様書のとおりとする。

13 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、総務局財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

14 プロポーザル方式に関する条件

- (1) 提出書類等が所定の日時までに到着していること。
- (2) 一の応募事業者が複数のプロポーザルに関する提案書類を提出していないこと。
- (3) 同一案件について2通以上プロポーザルに関する書類を提出していないこと。
- (4) プロポーザル方式に関する書類の必要箇所に記名押印があり、内容が明確であること。
- (5) 参考見積書の見積金額が明確であること及び見積金額が訂正されていないこと。
- (6) 談合その他の不正行為によって行われたと認められるプロポーザル方式でないこと。
- (7) 本委託は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うものです。なお、契約の翌年度以降において、本委託における予算が当該年度における年間予定委託料総額未滿に減額された場合又は削除された場合は、契約を変更又は解除することがありますので、了承のうえ、プロポーザル方式にご参加ください。

15 無効とする参加申込み

- (1) プロポーザル方式に参加する者としての必要な資格のない者の行った参加申込み
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った参加申込み
- (3) プロポーザル方式に関する条件に違反した参加申込み
- (4) 提出書類を送付する際、封筒等に宛名シール（様式3）を貼り付けていないもの
- (5) 持参、宅急便等、指示する方法以外で提出されたもの。又は、書留等の郵便局が配達し、明石市が受領した日時の証明が可能な方法以外の方法で郵送されたもの
- (6) 宛名シールの記載内容に誤り又は漏れがあり、意思表示が不明瞭なもの
- (7) 封筒の中に複数の参加者の提出書類を同封したもの
- (8) 申込みに必要な提出書類がないもの
- (9) 参考見積金額と参考業務費内訳書の金額が合致しないもの（参考業務費内訳書に値引き・端数処理等の記載は認めない。）
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又はこれを訂正して押印の無い提出書類により参加申込みをしたもの
- (11) 公募型プロポーザル業務委託参加申請書に申請者の記名・押印のないもの
- (12) 参考見積書の金額を訂正したもの
- (13) 見積限度額を超える金額で参考見積書を提出したもの
- (14) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (15) 虚偽の内容が記載されている場合
- (16) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (17) 著しく信義に反する行為があった場合
- (18) その他、明石市が指示した事項に違反した場合（提案書様式の制約条件の違反など発注者が許容した軽微な事項に関する違反は除く。）

16 プロポーザル方式の中止等について

緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザル方式を実施することができないと認められる場合は、プロポーザル方式を停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合においても当該プロポーザル方式に要した費用を明石市に請求することはできません。

17 その他

- (1) 参加者は、企画提案書の提出をもって本実施要領等の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 参加申請に係るすべての費用は参加者の負担となります。（参加資格がない業務も同じ。）
- (3) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しません。また、提出された書類に

については、変更できないものとします。

- (4) 応募者から応募案内および本実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属しますが、受託者の企画提案書（採用した提案書等をいう。）および提案内容等の著作権は明石市に帰属します。ただし、明石市は本プロポーザルの目的において必要があるときは、応募案内等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとします。なお、選定に係る公表等を行う場合には、提出書類の内容の一部を使用する場合があります。
- (5) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成 22 年条例第 4 号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (6) プロポーザル方式に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ（入札コーナー）掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (7) 提出書類等に不備がある場合には無効となるので、このプロポーザル方式に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内等を確認した上で申し込んでください。
- (8) 明石市が提示する資料及び質問への回答は、本要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。また、明石市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。この検討の範囲内であっても、明石市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止します。なお、本要領等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。
- (9) 適正な技術者等の配置が条件となっている場合に適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (10) 配置予定技術者等は、死亡、退職等の特別な事情がある場合を除き変更は認められません。
- (11) 審査結果の決定日までに参加者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とします。